

業務委託仕様書

1 委託業務名

自転車ルール・マナー周知ピクトグラム制作

2 目的

本市には、国内外からの観光客をはじめ、外国人留学生など、多様な方が訪れ、移動手段として自転車を利用している。本業務は、外国人を含めた本市での自転車利用者に対して、自転車の正しい利用方法やルール・マナーを啓発するため、言語の壁を越えて直感的に理解できる「ピクトグラム(視覚記号)」の制作を目的とするものである。

3 委託期間

契約締結日の翌日から令和8年11月 30日(月)まで

4 業務内容

以下、合計5点の項目のピクトグラムを制作すること。

(1)制作対象

通行位置:計1点

- ・歩道での自転車押し歩き

安全対策:計3点

- ・二段階右折(信号のある交差点で車と同じ動きをしない)
- ・停まっているバスを無理に右から追い越さない
- ・左折車の左側を無理にすり抜けない

駐輪:計1点

- ・道路上、お店、人の家の前での放置自転車の禁止

(2)プロポーザル提案時の提出物及び受託後の制作について

ア 提案時

参加事業者は、(1)制作対象のうち、「通行位置:歩道での自転車押し歩き」に係るピクトグラムのイラストについて、2パターン制作し、提案すること。これらの提案されたイラストを受託決定のための評価対象とする。

イ 受託後

受託事業者は、契約後に(1)制作対象に規定するすべての項目のデザインを制作し、校正を複数回(上限4回)実施した後、成果物として提出すること。

(3)デザイン要件

- ア ISO(国際標準化機構)規格を意識しつつ、一目で意図が伝わること。
- イ 「禁止事項(やってはいけないこと)」と「推奨・指示事項(やってほしいこと)」が直感的に区別できるよう、フレーム(枠線)の形状や色のルールを明確に分けること。

5 成果物の納品等

- ・制作した画像データはPNG、SVG形式で提出すること。ただし、成果物の粒度については受託決定後に事業者との打ち合わせの中で決定をする。
- ・業務完了報告書を作成しデータで提出する。

6 特記事項

(1)業務体制

- ア 受託後のコンテンツ制作過程においては、適宜本市と情報共有し、本市による修正指示の機会を設けること。
- イ 各業務の詳細や本仕様書に記載のない事項、又は本仕様書に疑義が生じたときは、その都度本市と協議のうえ、決定するものとする。
- ウ 受託者は、本市の文書による承認を得なければ、契約に係る義務の履行を第三者に委託し(以下「再委託」という。)、契約に係る権利を第三者に譲渡し、又は契約に係る義務を第三者に継承させてはならない。また、再委託の内容が一括再委託に該当すると判断される場合には、本市は再委託について承認しない。
- エ 画像生成 AI ツールを使用したイラストの制作、及び納品は禁止とする。構図の検討、下描き、トレースなど、すべての制作工程において受託者による制作とすること。

(2)著作権等

- ア 本事業における成果物の著作権(著作権法第21条から第28条までに定める権利を含む。)については、本市に帰属するものとする。また、本事業終了後においても本市がその保有する広報媒体等を活用して公表等を行うに当たり、著作権使用料等が別途発生しないようにし、自由に無償で使用できるものとする。
- イ 成果物に使用される全てのものは、権利者により二次使用を含めた使用の許諾及び事後においても権利の主張を行わない旨の許諾を得たうえで使用すること。なお、その際必要となる一切の手續及び使用料の負担等は受託者が行うこと。
- ウ 本事業による成果物については、使用料その他名目の如何を問わず、使用の対価を一切請求することができない。
- エ 成果物の著作権に関する紛争が生じた場合は、受託者の責任において対応し、本市は責任を負わない。

(3)その他

ア 本仕様書に定めのない事項または解釈に疑義が生じた場合は、本市と協議し、これを定めるものとする。

イ 受託者は、契約期間中及び契約期間後において、本業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

ウ 本仕様書に記載されている事項のほか、京都市契約事務規則に基づくこと